

間違い事例(不適合通知、無期限通知、4号建築物の指摘事項)について

1. 建築確認申請に係る各通知の事例について

①不適合通知の交付に該当する事例

【法適合性審査】

図書に不整合などがあり、追加説明を求めた結果、建築計画を変更する必要がある場合
 室用途や間取りが意匠図、設備図、構造図相互で不整合があり法適合性判断に関係がある場合
 開口部の形状や寸法が意匠図、設備図、構造図相互で不整合があり法適合性判断に関係がある場合
 法解釈等に故意又は重大な誤りがあり、法に抵触する事項が認められる場合
 設計者の作為的又は明らかなチェック漏れ等のため法に抵触する場合

②無期限通知の交付に該当する事例

【整合審査】

意匠、設備、構造図及び計算書が意図的又は明らかなチェック不足により不整合の場合
 許認可と申請内容が異なる場合
 規則に定める必要図書が著しく不足している場合
 敷地面積の計算を意図的に改ざんする等をして適合を装った場合
 故意に他の建築物の構造計算書等が添付されている場合
 学会基準等を意図的に誤って適用することにより有利な結果を偽装した場合

2. 4号建築物の審査における指摘の多い事例

書類・図面名		指摘の多い事項
添付書類の不備		・建築士免許証の写しが未添付
申請書	第一面	・申請先名称が特定されていない(建築主事又は指定確認検査機関名を記載)
	第二面	・「その他の設計者」欄にその他の設計者が記載漏れ ・「作成した設計図書」が記載漏れ
	第三面	・【5.その他の区域、地域、地区又は街区】欄に「法22条区域」が記載漏れ ・【6.道路】欄に、43条ただし書き通路の幅員が記載がされている ・【9.工事種別】欄が、敷地単位ではなく、棟単位の記載になっている ・【14.許可・認定等】欄に、根拠となる法令及び条文、認定等の番号、認定を受けた日付が記載漏れ
	第四面	・【9.確認の特例】欄の有無及び号数が記載漏れ ・【10.床面積】欄が、最上階から順に記載されていない ・【11.屋根】【12.外壁】【13.軒裏】の欄に認定番号が記載されている
建築計画概要書		・【6.道路】欄に、43条ただし書きが記載がされている ・【9.工事種別】欄に、棟単位の種別が記載されている ・【17.特定工程工事終了予定年月日】が記載漏れ
図面	付近見取図	・方位の記載漏れ ・敷地の位置表示が記載漏れ ・隣地の建築物の用途、位置が記載漏れ
	配置図	・敷地境界線の表示が記載漏れ ・申請に係る建築物と他の建築物との別が記載漏れ ・敷地の高低差が記載漏れ ・擁壁の位置が記載漏れ ・土地の高低及び敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差が記載漏れ ・敷地の接する道路の位置、幅員、種類が記載漏れ
	平面図	・延焼のおそれのある外壁の位置が記載漏れ ・住宅用防災機器の位置又は種類が記載漏れ
	立面図又は断面図	・法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度が記載漏れ ・前面道路の路面の中心線が記載漏れ
	使用建築材料表	・内装仕上げに用いる建築材料の種別が記載漏れ
	その他	・敷地面積等の各求積図が未添付

※大阪府の審査実績に基づくものです。